

高島市 議会だより

第47号

平成26年12月定例会



| | |
|-------|----|
| 委員会報告 | 2 |
| 意見書 | 5 |
| 審議結果 | 6 |
| 一般質問 | 7 |
| 議会報告会 | 22 |

『高島市消防合同出初式』

総務 常任委員会

委員長 石田 哲

**否決
すべき**

●高島市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案

高島市立小学校の統廃合の件で混乱をきたしたことに對し、教育行政の責任者である教育長から責任を明確にするため給料を減額する申し出があり、平成27年1月分の給料を10%減額するものです。質疑では、教育長自身の意向でも、懲罰的な給与減額は認められないとの意見が多数を占め、討論では、統廃合の問題は、議会の議決を経て決定しているため、条例変更してまでの問題ではないとの反対討論と、教育行政の責任者として責任を明確にするため自ら申し出された減額であり、条例として議会の議決を経るべきである等の賛成討論が行われたところです。

採決の結果、賛成少数で「否決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

反対

日本共産党高島市議団 森脇 徹

広瀬小統廃合問題で学区内を混乱させた責任は重い、教育委員がしっかりと反省し、住民と学校関係者に丁寧に向き合い、意見を聞き信頼回復に努めるのが責務だ。自主返納でよく、議会に判断を求める必要なし。

賛成

高島新政クラブ 前川 勉

発端の小学校統廃合の問題は、一般職である教育長の給与減額にまで及ぶならこれが前例となるので減額すべきでないとの意見もあったが、最後に教育長の心情を聞き、教育への熱意、地域への配慮等をくみ取り賛成した。

賛成

ふるさと高島新風会 梅村勝久

教育長は、一つに議会審議に対するお詫び、もう一つは地元への説明不足により保護者らに不安を招いた責任から給与の減額を申し出たもの。これを議会の判断で止めることが適切が大局的な見地から今一度考えていただきたい。

賛成

山内陽子

組織の長として、反省の意志を公開すること、教育委員会が組織として、市民目線で統廃合に取り組み決意を示したもの。地域や保護者の皆様や子ども達の不安払拭のため、教育長の決意を前向きに解釈したい。

その後、本会議において、**賛成多数で原案可決**となりました。

**可決
すべき**

●高島市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例案

高齢化や医療技術の高度化による医療費の増大と、合併以降は県下で最も低い国保税の水準を維持してきたことなどにより、厳しい

財政運営が続いている国民健康保険事業の健全で安定的な運営を図るため、平成27年度から2年をかけて、段階的に税額を県下13市の平均まで引き上げるもので、来年度の一人あたりの平均上昇率は、11.4%(平成26年度比)となっております。

本会議での討論

反対

日本共産党高島市議団 栗津泰藏

国保赤字の原因は、国負担割合減と長期不況。2年間で21%もの引上げ案。若年と中高年世帯で実質36%もの引上げた。影響は大きく、税額引上げによる納付率の低下、滞納世帯の増加、短期証の発行増と市民皆保険をなくすことになる。

賛成

ふるさと高島新風会 梅村勝久

国民健康保険税の改定は3年後に広域統合を目指すため。保険税の引き上げは市民生活の負担となるが、先延ばしは広域化に参加の障害となるばかりか、会計の維持のため将来大幅な引き上げが必要。無責任な判断はできない。

国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算状況 【単位:千円】

| 年度 | 歳入 | 歳出 | 差引 | 備考 |
|---------|-----------|-----------|----------|------------------------------------|
| H22 | 5,728,104 | 5,661,027 | 67,077 | 市債5,000万円借入 |
| H23 | 5,831,662 | 5,745,279 | 86,383 | |
| H24 | 5,988,752 | 5,851,256 | 137,496 | |
| H25 | 5,928,810 | 5,988,619 | -59,809 | 市債1億円を借入 不足分はH26から59,809千円を繰上充用 |
| H26(見込) | 5,840,000 | 6,140,000 | -300,000 | 不足分は市債3億円を借入予定 |

【税率の比較】

| 項目 | 現在の税率 | 改正後(H27) | 差 |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 所得割額 (うち介護納付金分) | 8.20% (1.40%) | 10.70% (2.00%) | + 2.50% |
| 資産割額 (うち介護納付金分) | 34.00% (7.00%) | 17.00% (3.50%) | - 17.00% |
| 均等割額 (うち介護納付金分) | 39,600円 (9,000円) | 43,100円 (9,800円) | + 3,500円 |
| 平等割額 (うち介護納付金分) | 30,200円 (5,200円) | 32,200円 (5,400円) | + 2,000円 |

**可決
すべき**

●公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて（高島市働く女性の家）

平成27年度から31年度までの指定管理について、特定非営利活動法人「元氣な仲間」を、引き続き指定管理者に選定するものです。

●高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

●高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

●高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

**不採択
すべき**

●市国保税の大幅な引き上げに反対する請願

本会議での討論

賛成

日本共産党高島市議団
森脇 徹

市国保加入8千500世帯の7割が低所得層だ。実情を考慮せず、県下平均税額まで引上げるなど、国県の支援策を強めさせ市会計から市国保への繰入れを増やし、納税者の立場にたつ丁寧な国保税徴収の請願採択を。

予 算
常任委員会

委員長 森脇 徹

**修正可決
すべき**

●高島市一般会計補正予算（第6号）案

今年度予算執行できないと判断された市長提案の「新旭駅周辺地区のバリアフリー基本構想策定業務」の減額に対して、「構想策定に積極的な姿勢を示すべきであり、予算繰越もできることから減額すべきでない」とした修正案が提出されました。

採決の結果、賛成多数により「修正可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

**修正案に
反対**

ええとこ高島 山川恒雄

この予算減額案は、予算編成のルールや原則に基づいたものであり、当然の予算措置である。先の9月定例会で、市役所本庁舎位置条例が否決された結果のやむなき措置であり、本修正案には全く理解できない。

**修正案に
賛成**

高島新政クラブ 早川康生

新旭駅のバリアフリー化のためのエレベーター等の設計は、平成24年に完了している。次は駅周辺も含めたバリアフリー化基本構想が必要とのことで当初予算を計上したのではないのか。どうして減額する必要があるのか。

**修正案に
反対**

ふるさと高島新風会 吹田 薫

バリアフリー基本構想策定業務の委託料を計上する必要性がどこにあるのか。9月議会で市役所本庁舎位置条例を否決したことが原因である。

**修正案に
賛成**

日本共産党高島市議団 粟津泰藏

庁舎統合だけが特異条件ではない。駅周辺に開業医が増え障がい者施設も多い。駅バリアフリー基本構想協議にJRの参画を粘り強く要請すべし。県知事も積極的に県プロジェクトがスタートした。年度途中の削除に大義がない。



**可決
すべき**

●平成26年度高島市病院事業会計補正予算（第2号）案

外7会計

文教福祉 常任委員会

委員長 秋永安次

可決
すべき

●高島市国民健康保険条例の 一部を改正する条例案

健康保険法施行令の改正および産科医療補償制度における掛金の額が、3万円から1万6千円に引き下げられる見直しに併せて、国民健康保険から支給する出産育児一時金の支給額を、39万円から40万4千円に引き上げることにより減額分を補填し、出産育児一時金の総額42万円を維持するものです。

審議の結果、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

産業建設 常任委員会

委員長 万木 豊

可決
すべき

●公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて（高島市新旭里山交流館「もりっこ」）

●高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

環境センターの在り方等を調査審議する「高島市環境センター在り方検討委員会」を設置するものです。委員会の構成員には、大学教員や営利を目的としない団体の代表者を選出することです。

●高島市屋外広告物条例案

良好な景観の形成に基づきまちづくりを進める一つの手段として、屋外広告物の適切な規制を行うため、新たに条例を制定するものです。

●高島市営住宅等駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

市営住宅島団地および第2古賀団地の駐車場の名称、位置、使用料を定めるものです。

本会議での討論

反対

日本共産党高島市議団
福井節子

請願書も提出された水道料金の引上げ改定である。少量使用の軽減は実施されたが、22%の料金引上げは高い水道料金と併せ、市民生活を苦しめ納得されない。新旭簡易水道統廃合費は、市民負担でなく一般財源の投入を。

賛成

ええと、高島
熊谷もも

給水原価が供給単価を上回り、昨年度は3千928万円の営業損失がある。未収金対策は前年度比4.1%収納率向上の成果、今年度から上下水道包括業務委託の導入や水道事業計画の見直し等、経営健全化の努力を評価する。

●高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

人口減少と水道施設の老朽化等により、経常損失が年々増加していく水道事業において、適正な水道料金に基づく健全な事業運営を維持する必要があることから、水道基本料金等を見直すことにつき、所要の改正を行うものです。

●高島市公共下水道事業に係る受益者負担金および受益者負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

公共下水道事業に係る受益者負担金および負担金について、平成27年度以降に賦課する金額、減免基準、猶予基準を統一するため、所要の改正を行うものです。

●高島市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

近江高島駅前第2駐車場を閉鎖し、新旭駅前第1・第2駐車場、安曇川駅前第2・第3駐車場、近江高島駅前第1駐車場を一時利用駐車場として駐車料金を徴収するため、所要の改正を行うものです。

審議の結果、以上7議案は、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

採択
すべき

●請願「米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて」

請願「米価下落等に関する意見書の提出を
求めることについて」の採択に伴い、次の意
見書を全会一致で可決しました。

提出先：衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、農林水産大臣、
財務大臣

26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は「101」の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移している。このような状況の中で、国は26年産米の過剰米対策は行わず収入減少影響緩和対策（ナラシ）のみで対応する方針であり、26年産米は出回りからかつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっている。

また、大幅な米価下落に加えて、日照不足・長雨・台風等により、10月15日現在の滋賀県の作況指数は「97」の「やや不良」となり、滋賀県産米の10月20日現在の1等米比率は52.8%となり、特にコシヒカリにおいては1等米比率が39.9%となっているなど水稻への質量両面で大きな被害を受けた。

加えて、26年産米からの米の直接支払交付金の半減等による所得の減少によって、再生産可能な農業経営の継続が脅かされる等、農業者の資金繰りへの影響も懸念される。

27年産米以降についても、主食用米の需要の減少（トレンドで年間8万トン）や政府備蓄米の枠の減少（5万トンの減少の予定）などを踏まえると、作況によっては、需給緩和がさらに拡大することが懸念されている。とりわけ米を中心とする高島市農業（特に担い手経営体）にとっては、農業収入および農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に示されている「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる」目標の実現が不可能になることは明らかである。

農家の経営安定や食料の安定供給のためにも、米価の安定は極めて重要である。

については、担い手が安心して農業を継続できるよう過剰米を早急に市場から隔離するとともに、所得対策の施策を講じるよう強く求める。

1. 過剰米の市場隔離（備蓄米の適正水準の見直し・発展途上国等への支援等）に向けた対策や米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。
2. 飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むために必要な水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。
3. 26年産米で予想される収入減少に対して収入減少影響緩和対策（ナラシ）交付金の早期支払いと、2割以上の収入減少に対しては国が補填すること。
4. 資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等に向けた対策を早急に講じること。

米価下落から農家を守れ!!
緊急対策を国に要望